

令和8年度（2026年度）使用済み食用油売買等仕様書（単価契約）

1 目的

この仕様書は、市内で排出された使用済み食用油を適正に再商品化することを目的とする売買契約に係る仕様を定めるものである。

2 契約の基本事項

(1) 契約方法

kg単位による単価契約とする。

(2) 契約期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで。

3 引渡品

引渡品は、市内の市立小学校、市立保育園及び一般家庭から排出される使用済み食用油とする。

使用済み食用油とは、大豆油、菜種油、べに花油、コーン油、綿実油、ごま油、ひまわり油、パーム油、オリーブ油、やし油等の使用済み又は使用前の状態の食用油の混合物とする。

4 引渡予定重量

44,274kg。なお、予定であり引渡重量を保証するものではない。

5 引渡方法

(1) 引渡場所

	名称	所在地
1	第一小学校	鎌倉市由比ガ浜二丁目9番55号
2	第二小学校	鎌倉市二階堂878番地
3	御成小学校	鎌倉市御成町19番1号
4	稲村ヶ崎小学校	鎌倉市極楽寺三丁目2番3号
5	七里ガ浜小学校	鎌倉市七里ガ浜東五丁目3番2号
6	腰越小学校	鎌倉市腰越五丁目7番1号
7	西鎌倉小学校	鎌倉市津1069番地
8	深沢小学校	鎌倉市梶原一丁目11番1号
9	富士塚小学校	鎌倉市上町屋810番地
10	山崎小学校	鎌倉市山崎2500番地
11	小坂小学校	鎌倉市小袋谷587番地

12	玉縄小学校	鎌倉市玉縄一丁目 860 番地
13	植木小学校	鎌倉市植木 1 番地
14	関谷小学校	鎌倉市関谷 468 番地 1
15	大船小学校	鎌倉市大船二丁目 8 番 1 号
16	今泉小学校	鎌倉市今泉二丁目 13 番 1 号
17	由比ガ浜保育園	鎌倉市由比ガ浜三丁目 11 番 48 号
18	深沢保育園	鎌倉市梶原二丁目 33 番 2 号
19	大船保育園	鎌倉市大船二丁目 10 番 24 号
20	岡本保育園	鎌倉市岡本二丁目 21 番 19 号
21	坂ノ下積替所	鎌倉市坂ノ下 34 番地先

(2) 引渡日時

ア 市立小学校及び市立保育園

原則として、毎月第 3 回目の水曜日の午前 8 時 30 分から午後 3 時までとする。

ただし、3 月は第 4 回目の水曜日とする。水曜日に引渡が完了しない場合は、翌日の木曜日に引渡すものとする。

なお、各施設の事業に応じて日程に変動が生じた場合は、売渡者が指示する日時とする。

イ 坂ノ下積替所

土曜日、日曜日及び月曜日を除く日で、売渡者が指示する日時とする。

(3) 引渡方法

売渡者の依頼により、引渡場所に買受者が設置した容器からバキューム車等で使用済み食用油を回収する。ただし、使用済み食用油を一斗缶に保管している場合は、一斗缶ごと回収する。

(4) 計量

ア 市立小学校及び市立保育園

買受者は、各施設の引渡量を記録し、買取報告書に添付する。

イ 坂ノ下積替所

売渡品積載前の車両重量と売渡品積載後の車両重量の 2 回計量を行い、その差の量を売渡重量とする。

6 売渡代金の納入

売渡代金は 1 箇月分の売渡重量に売渡単価を乗じて得た額に、消費税額及び地方消費税を、加算して得た額を翌月末日までに鎌倉市指定金融機関に納入する。

7 引取諸経費等

引取りに係る以下の諸経費は、買受者の負担とする。

- (1) 引渡場所に買受者が設置する容器の設置、撤去及び清掃等の維持管理
- (2) 使用済み食用油を容器に投入する際に、不要物が入らないための漉し器等の器具の設置及び維持管理
- (3) その他は必要に応じて協議すること

8 安全確保

- (1) 買受者は、業務の履行に当たっては、安全の確保に十分配慮すること。
- (2) 搬送業務中に車両事故等があった場合には、買受者が全責任を持って誠実に対応し解決を図るものとし、売渡者に対しその結果を速やかに報告すること。

特に、小学校及び保育園の敷地内や通学路においては、児童及び生徒の安全の確保に十分配慮するものとする。

- (3) 業務の履行に当たっては、「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」及び「清掃事業における安全衛生管理要綱」などを考慮し、安全対策を講じること。

9 その他

- (1) 資源化業務において生じた廃棄物については、適正に処分する。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、売渡者及び買受者協議の上、これを定める。